

藤枝市消防団条例の一部を改正する条例

藤枝市消防団条例（平成 7 年藤枝市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号を削り、同条第 2 号を同条第 1 号とし、同条第 3 号中「第 5 条又は第 6 条」を「第 6 条」に、「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号を同条第 3 号とする。

第 5 条第 2 項第 2 号中「前条第 3 号」を「前条第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条第 1 号を削り、同条第 2 号を同条第 1 号とし、同条第 3 号を同条第 2 号とし、同条第 4 号を同条第 3 号とする改正規定及び第 5 条第 2 項第 2 号の改正規定は、令和元年 1 2 月 1 4 日から施行する。